

長野市保育施設等利用調整基準表

(1) 基本点数項目表

類型		保護者の状況			基本点	
1	就労	A 会社等に雇用されている者 (事業主が親族の場合を除く) 自営中心者	月の就労時間が 64時間以上 120時間未満	月の就労時間が 160時間以上	100	
				" 140時間以上160時間未満	95	
				" 120時間以上140時間未満	90	
			月の就労時間が 64時間以上 120時間未満	月20日以上	1日の就労時間が平均 5時間以上	85
					" 4時間以上5時間未満	80
				月18日以上	1日の就労時間が平均 6時間以上	85
					" 5時間以上6時間未満	80
				月16日以上	" 4時間以上5時間未満	75
					1日の就労時間が平均 7時間以上	85
					" 6時間以上7時間未満	80
	上記以外、月の就労時間が	100時間以上120時間未満	70			
		" 80時間以上100時間未満	65			
		" 64時間以上80時間未満	60			
	B A以外の者	月の就労時間が 64時間以上 120時間未満	月の就労時間が 160時間以上	90		
			" 140時間以上160時間未満	85		
			" 120時間以上140時間未満	80		
		月の就労時間が 64時間以上 120時間未満	月20日以上	1日の就労時間が平均 5時間以上	75	
				" 4時間以上5時間未満	70	
			月18日以上	1日の就労時間が平均 6時間以上	75	
				" 5時間以上6時間未満	70	
月16日以上			" 4時間以上5時間未満	65		
			1日の就労時間が平均 7時間以上	75		
			" 6時間以上7時間未満	70		
上記以外、月の就労時間が	100時間以上120時間未満	60				
	" 80時間以上100時間未満	55				
	" 64時間以上80時間未満	50				
申し込み時点以降に就労予定で、かつ事業主との関係が親族の場合					20	
2	妊娠・出産	出産日又は出産予定日の6週間前から出産日又は出産予定日の8週間後			90	
		上記期間以外	切迫早産、切迫流産など特段に保育を必要とする場合		90	
			上記以外		60	
3	保護者の 疾病・障害	入院(1か月以上)			100	
		在宅療養	常時臥床		100	
			週1回以上の通院を伴う1か月以上の療養		70	
			その他乳幼児保育不可能と認められる療養		50	
		身体障害者 手帳	1級・2級		100	
			3級		80	
			4級		60	
		療育手帳	A1・A2		100	
			B1		60	
			B2		40	
精神障害者 保健福祉手帳 国民年金証書	1級		100			
	2級		80			
	3級		40			
4	同居又は長期 入院等している 親族の介護・看護 (別居の祖父母を含む)	在宅 介護・看護	要介護5・4、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを持つ親族の介護・看護	類型1-A準用		
			上記以外の介護・看護を必要とする親族の介護・看護	類型1-B準用		
	病院等での 介護・看護		月の看護時間が 140時間以上	95		
			" 120時間以上140時間未満	90		
			" 100時間以上120時間未満	70		
			" 80時間以上100時間未満	65		
		" 64時間以上80時間未満	60			
5	災害復旧	災害による家屋の損傷その他災害の復旧			100	
6	求職活動	求職活動中又は起業準備中			20	
7	就学	学校教育法(昭和22年法律第267号)第1条に規定する学校及び職業訓練校に通学(通信制を除く)			類型1-A準用	
基準外	虐待やDV、またはそのおそれのある場合			基準点によらず、 最優先とするもの		
	死別・行方不明・拘禁などで保護者が不在の場合					
	児童福祉の観点から、市長が特に保育の必要性が高いと判断した場合					
	月の就労時間が120時間以上の保育士、幼稚園教諭、保育教諭の場合(長野市内の認可保育施設、地域型保育事業所で保育士等として勤務している、または勤務予定に限る)					
	育休要件の特例利用中に地域型保育事業を卒所する場合であって、連携施設以外への転所を希望する場合(4月入所の調整時のみ適用)			基準点によらず、 20点とするもの		
育児休業の延長が可能であり、利用調整の際の選考順位を最下位にすることを希望する場合(給付認定申請書の「11. 育児休業を取得中の方」でその旨をチェックした場合のみ)			基準点によらず、 最下位とするもの			

(2) 調整点数項目表

項目	内容	調整点		
1	ひとり親世帯	離婚、離婚調停中、未婚、死別、行方不明等	30	
2	生活保護世帯	自立支援につながる場合 (基本点数項目表の類型1、類型6、類型7いずれかに父母ともが該当すること)	10	
3	生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合	生計中心者の自己都合以外の失業・長期休業を理由に当人が、求職活動・新規就労をするために新規利用を希望する場合 (失業・長期休業は、利用開始日の前1年以内の離職・長期休業に限る)	15	
4	子どもが障がい有する場合	利用希望児童が障害にかかる手帳の交付を受けている場合	5	
5	育児休業明け	兄弟姉妹が利用していない施設を第1希望にして新規利用を希望する場合	15	
		兄弟姉妹がすでに利用している施設を第1希望にして新規利用を希望する場合	30	
		兄弟姉妹(多胎児を含む)が同時に新規利用を希望する場合	20	
6	兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一施設の利用を希望する場合	兄弟姉妹がすでに利用している施設を第1希望にして新規利用を希望する場合	15	
		上記以外	10	
7	長期療養のために退所した児童が再入所を希望する場合	申込日より過去2年以内に児童本人の病気・けが療養が長期に渡ることを理由に退所した児童が再入所を希望する場合(退所前に市へ所定の手続きが必要)	15	
8	地域型保育事業の卒所児(4月入所の調整時のみ適用)	地域型保育事業の卒所児童であって、連携施設以外への転所を希望する場合(育休特例利用中を除く)	10	
9	その他	転所	認可保育施設の閉鎖、保育事業中止等により、他の施設へ転所を希望する場合	30
			兄弟姉妹どちらかが利用している施設を第1希望にして転所を希望する場合	15
		世帯状況	保護者の一方が不在(単身赴任、海外勤務)の場合	10
			利用希望児童が里親により養育されている場合	5
		保育士等	利用希望児童が出生順位第3子以降の場合	5
保育士等	月の就労時間が120時間未満の保育士、幼稚園教諭、保育教諭の場合(長野市内の認可保育施設、地域型保育事業所で保育士等として勤務している、または勤務予定に限る)	20		

(3) 同点になった場合の優先項目

優先段階	条件
第一段階	基本点数項目表の点数が高い世帯
第二段階	調整点数項目表の項目1～3を合計した点数が高い世帯
第三段階	基本点数項目表の類型間の優先段階(①～⑦の順) ①災害復旧 ②疾病、障がい ③就労 ④介護・看護 ⑤妊娠・出産 ⑥就学 ⑦求職活動
第四段階	養育している小学生以下の子どもが多い世帯
第五段階	養育している子どもが多い世帯(年齢を問わない)
第六段階	利用調整基準日時時点で、長野市に住民票のある世帯
第七段階	保護者の市民税所得割課税額の合計額が低い世帯
第八段階	申し込み時に保育料を滞納していない世帯

選考方法

- 現在施設を利用している児童が次年度も引き続き利用を希望する場合で、前年度と比べ著しい変化がない場合においては、前年度から引き続き保育要件を有するものとして、継続利用を保障するものとする。ただし、保護者の保育を必要とする理由が求職活動の場合はその限りでない。
- 保護者1人ずつに「(1)基本点数項目表」により該当する内容に応じた採点を行い、保護者のうち点数の低いものをその子どもにおける基本点数とし、「(2)調整点数項目表」により該当する点数を加算する。算出の結果、点数の高い子どもから利用調整を行う。
- 同一保護者が「(1)基本点数項目表」の複数の類型に該当する場合は、主に保育を必要とする理由から採点する。
- 「(1)基本点数項目表」類型1における「親族」とは、「3親等以内の親族」をいう。
- 保護者2人が同一の自営業に従事する場合は、1人を「就労B」として採点する(就労内容、収入実績等による)。
- 同一保護者が複数の就労を掛け持ちしている場合、合計した就労時間(ただし、事業主との関係が親族で就労内定の場合はその時間を除く)から基本点数を採点する。なお、就労の様態が「A」と「B」の双方にまたがる場合には、就労時間が長い方の区分を用い、同じ時間であれば、「B」の区分を用いる。
- 同一世帯が「(2)調整点数項目表」の複数の項目に該当する場合は、項目の組み合わせによっては重複して点数を加算する。
- 世帯の状況がこの基準表の点数により難しい場合は、市長の判断により当該世帯にとって適当と考えられる点数に変更することができる。